

愛知県行革大綱策定検討委員会開催要領

(目的)

第1条 愛知県行革大綱（仮称）の策定に当たり、大綱の重要事項等に関し、専門的かつ総合的な立場から提言を受けるため、愛知県行革大綱策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間企業の経営、各種の社会活動等に携わる者
- (3) 市町村長

2 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

3 座長は、委員会を主宰する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門小委員会)

第3条 専門の事項について検討するため、専門小委員会（以下「小委員会」という。）を開催する。

2 小委員会委員は、知事が依頼するものをもって充てる。

3 小委員会に小委員長を置き、座長が指名する小委員会委員をもって充てる。

4 小委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の経過及び結果を委員会に報告する。

5 小委員長に事故があるときは、あらかじめ小委員長の指名する小委員会委員がその職務を代理する。

6 小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が小委員会に諮って定める。

(会議)

第4条 委員会及び小委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、座長が委員会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合
- (2) 委員会を公開とすることにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 小委員会は非公開とする。

4 委員会の会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第5条 委員会及び小委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成21年4月21日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。